



欧州株式指数ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

フリーダイヤル: **0120-88-2976**

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2019年5月31日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 9兆4,703億円(2019年5月31日現在)

商品分類

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補 足 分 類
追加型	海外	株式	インデックス型

属性区分					
投資対象資産	決 算 頻 度	投資対象地域	投 資 形 態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	欧州	ファミリー ファンド	なし	その他の指数 (ユーロ・ストックス 50インデックス (円換算ベース))

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年8月15日に関東財務局長に提出しており、2019年8月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

欧州株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主としてヨーロッパの取引所に上場している株式に投資し、ユーロ・ストックス50インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主としてヨーロッパの取引所に上場している株式の中から、ユーロ・ストックス50インデックスに採用されている銘柄を中心に投資します。

- 運用の効率化のため、先物取引およびオプション取引、上場投資信託等を利用することがあります。
- 実際の運用は、欧州株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて行います。

2 ユーロ・ストックス50インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

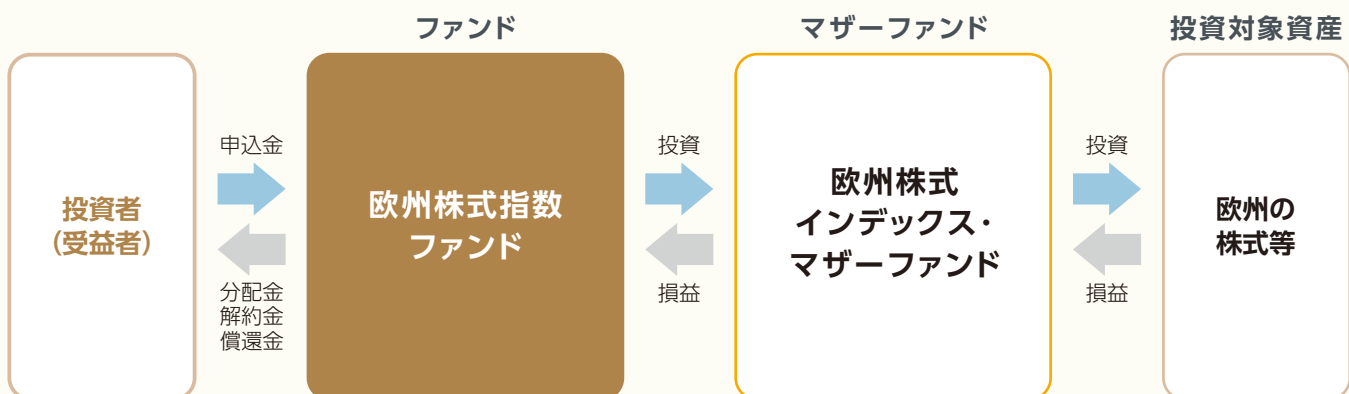
3 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

4 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



運用プロセス

ユーロ・ストックス50インデックス 構成銘柄

原則として完全法により組入銘柄・株数を決定

ポートフォリオの構築

ユーロ・ストックス50インデックスとの乖離を
チェック

- 資本異動
- キャッシュポジション管理

ポートフォリオ運用

パフォーマンスおよびポートフォリオ特性の
定期的なチェック



完全法とは

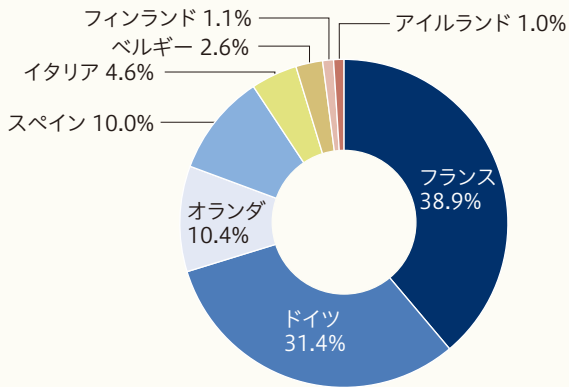
指数を構成するすべての銘柄について、その時価構成比率に合わせて保有し、ポートフォリオを構築する方法です。投資単位を考慮してすべての銘柄へ投資する必要があるため、相当な投資額が必要となります。

そのため、日経平均株価など、各銘柄の構成株数が決まっているタイプのインデックス運用に採用されることが多いのが特徴です。

また、信用不安が懸念される銘柄も原則として組み入れる点にも留意する必要があります。

ユーロ・ストックス50インデックスとは

〔国別構成比率〕



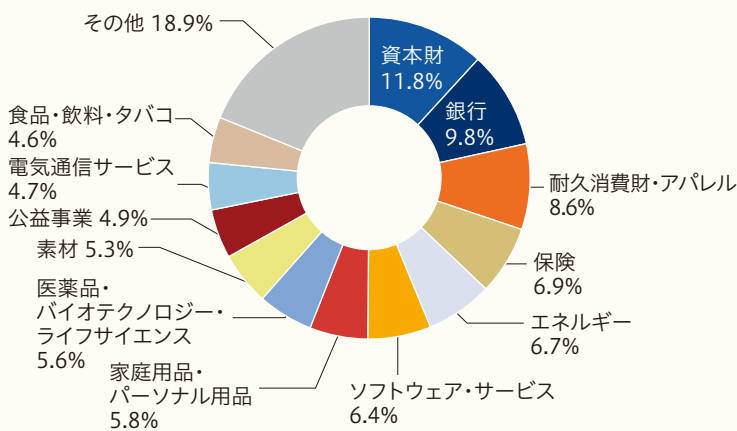
■ ストックス・リミテッド (STOXX) が発表するインデックスです。欧州経済通貨同盟加盟国の市場に上場する優良50銘柄を時価総額で加重平均し、算出されます。

欧州経済通貨同盟加盟国のうち、下記の11カ国を対象とします。(2019年5月末現在)

オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン

(注) 2019年5月末現在。数値は四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。
(出所) FactSetのデータを基に委託会社作成

〔業種別構成比率〕



(注1) 2019年5月末現在。数値は四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。
(注2) 業種はGICS (世界産業分類基準)。
(出所) FactSetのデータを基に委託会社作成

〔概要〕

銘柄数: **50**

配当利回り: **3.40%**

予想PER: **13.07倍**

(注) 2019年5月末現在。
(出所) FactSetのデータを基に委託会社作成



配当利回りとは

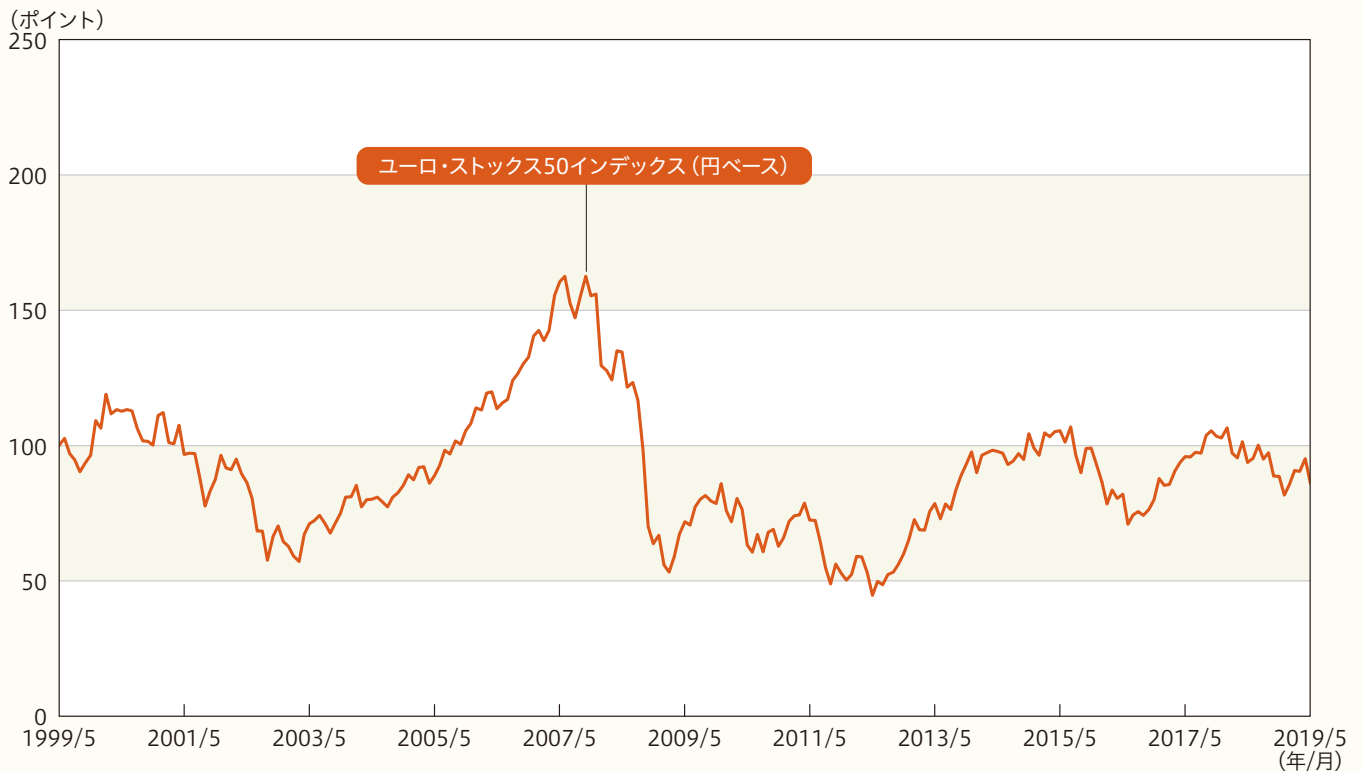
株価に対する年間配当金(実績)の割合。

予想PER (Price Earnings Ratio) とは
株価の1株当たり予想利益に対する倍率。

※グラフ・データは、上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ユーロ・ストックス50インデックス(円ベース)の推移

- 以下のグラフは、ユーロ・ストックス50インデックス(円ベース)の推移を記載したものであり、ファンドの運用実績ではありません。
- ファンドの実際の運用実績は、後掲「基準価額・純資産の推移」をご覧ください。
- ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



※データは1999年5月末～2019年5月末。1999年5月末を100として指数化。

※上記の円ベースのデータは、Stoxx Limitedが算出、公表するものであり、委託会社が独自に円換算したベンチマークとは異なります。

※ユーロ・ストックス50インデックスの著作権、知的所有権、その他一切の権利は発行者、許諾者が有しています。これら発行者、許諾者は当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

(出所) FactSetのデータを基に委託会社作成

ユーロ・ストックス50インデックスにかかる免責条項

- EURO STOXX 50®は、Stoxx Limitedの商標であり、委託会社の使用のためにライセンスされているものです。
- 当ファンドはStoxx Limitedによって資金提供、保証、売買または販売促進されるものではなく、その投資成果等についても責任を負いません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- 年1回（原則として毎年11月20日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



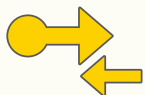
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

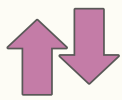
海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

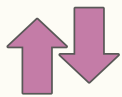
その他の留意点



ファンド固有の留意点

指数の動きと連動しない要因

ファンドは、ユーロ・ストックス50インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響、株価指数先物とインデックスとの動きの不一致等から、上記インデックスの動きに連動しないことがあります。



投資信託に関する留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

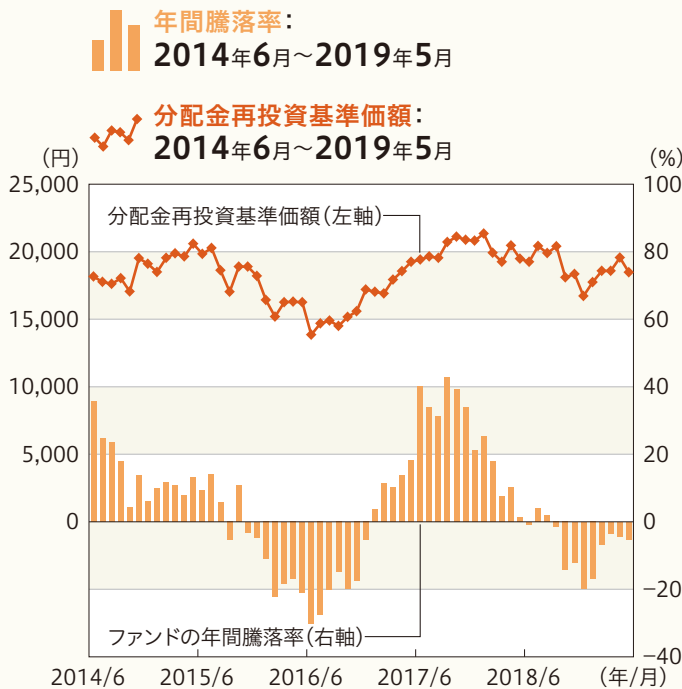
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

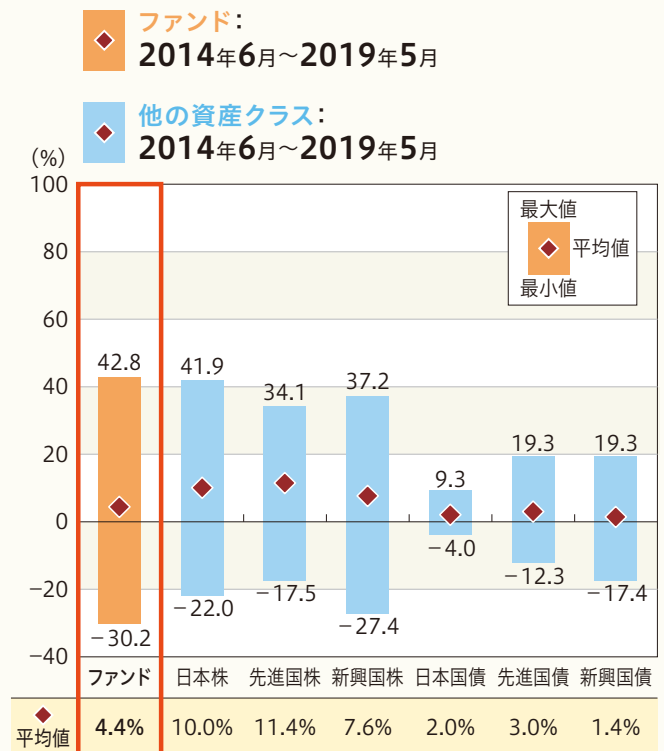
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

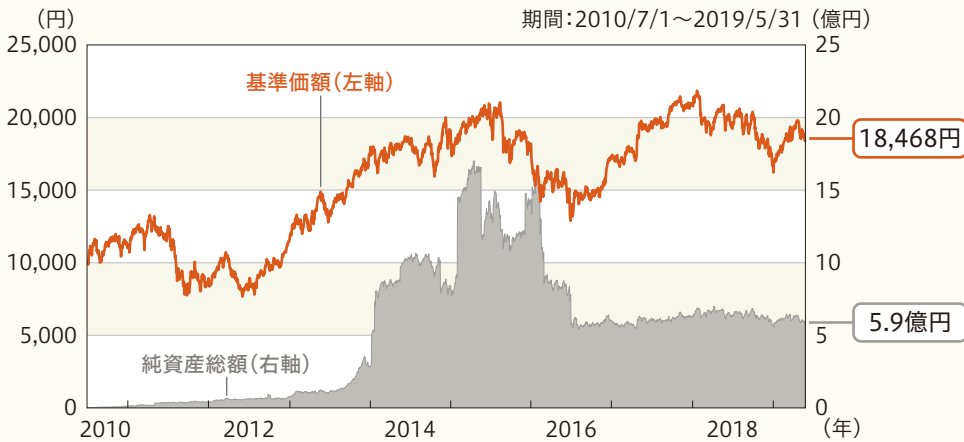
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2019年5月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2018年11月	0円
2017年11月	0円
2016年11月	0円
2015年11月	0円
2014年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■欧州株式指数ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	欧州株式インデックス・マザーファンド	100.02

■欧州株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	フランス	33.28
	ドイツ	26.20
	オランダ	12.47
	スペイン	9.61
	アイルランド	4.58
	イタリア	4.31
	その他	3.51
投資証券	フランス	0.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5.31
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 5.43%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	4.93
ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	4.82
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費財・アパレル	3.63
アイルランド	株式	LINDE PLC	素材	3.62
ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	3.40
ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	3.30
フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.29
オランダ	株式	UNILEVER NV-CVA	家庭用品・パーソナル用品	3.16
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	2.90
オランダ	株式	AIRBUS SE	資本財	2.62

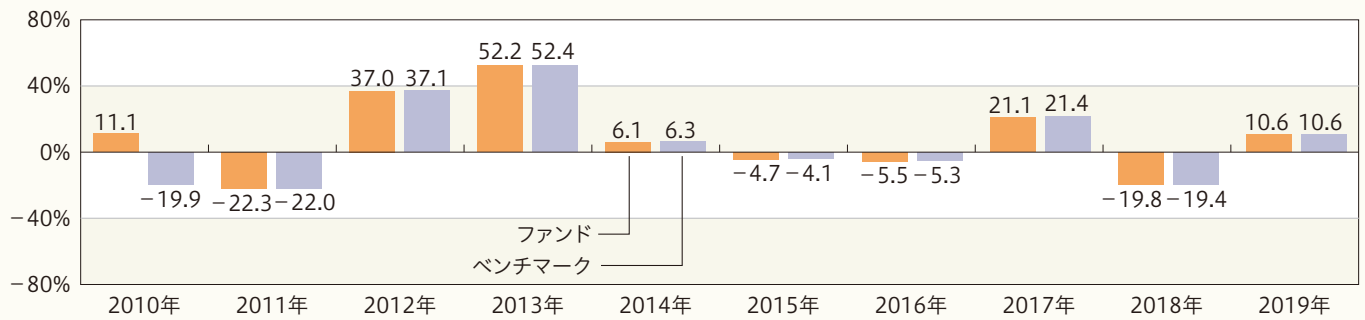
※比率は、当ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日:2019年5月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※換金時に費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2010年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2010年7月1日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2019年の収益率は、年初から2019年5月31日までの騰落率を表示しています。

※ベンチマーク(ユーロ・ストックス50インデックス(円換算ベース))の情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購 入 代 金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金時

換 金 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.3%)を差し引いた価額となります。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2019年8月16日から2020年2月17日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	フランクフルト、パリの取引所の休業日、またはユーレックスにおけるユーロ・ストックス50インデックス先物取引の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信 託 期 間	2010年7月1日から2020年11月20日まで
繰 上 償 還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	交付運用報告書は、毎決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
基 準 価 額 の 法 照 会 方 法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「欧株指数」として掲載されます。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、2019年5月31日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	無手数料です。
信託財産留保額	換金時: 1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年0.7128%*(税抜き0.66%)の率を乗じた額が毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 *消費税率が10%となった場合は年0.726%となります。 <信託報酬の配分(税抜き)> <table><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年0.3%</td><td>ファンド運用の指図等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.3%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.06%</td><td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table> ※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.3%	ファンド運用の指図等の対価	販売会社	年0.3%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.06%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.3%	ファンド運用の指図等の対価											
販売会社	年0.3%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.06%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
その他の費用・ 手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。												

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
-----------------	--

※上記は、2019年5月31日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。